

頁	新	旧	備考
	目次 1 評価の目的・・・・・・・・・・ 1 2 評価の基本的な方針・・・・・・・・ 1 3 大学評価基準の構成・・・・・・・・ 2 4 評価の実施体制・・・・・・・・・・ 2 5 評価の実施方法・・・・・・・・・・ 3 6 評価結果の公表・・・・・・・・・・ 4 7 改善状況の継続的確認・・・・・・・・ 4 8 追評価・・・・・・・・・・ 5 9 情報公開・・・・・・・・・・ 5 10 評価の時期・・・・・・・・・・ 5 11 評価のスケジュール・・・・・・・・ 6 12 評価費用・・・・・・・・・・ 7 13 大学評価基準等の変更・・・・・・・・ 7	目次 I 評価の目的・・・・・・・・・・ 1 II 評価の基本的な方針・・・・・・・・ 1 III 評価の実施体制・・・・・・・・・・ 2 IV 大学評価基準の内容・・・・・・・・ 3 V 評価の実施方法・・・・・・・・・・ 3 VI 評価のスケジュール・・・・・・・・ 5 VII 評価結果の公表・・・・・・・・・・ 6 VIII 情報公開・・・・・・・・・・ 6 IX 評価の時期・・・・・・・・・・ 6 X 追評価・・・・・・・・・・ 7 IX 評価費用・・・・・・・・・・ 7 XII 大学評価基準等の変更手続き・・・・ 7	
1	1 評価の目的 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が、大学からの求めに応じて実施する、大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）の目的は以下のとおりです。 ・ 大学の教育研究活動等の質を保証すること。 ・ 大学それぞれの目的を踏まえて教育研究活動等の質の向上及び	I 評価の目的 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が、国・公・私立大学からの求めに応じて実施する、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として実施します。	

頁	新	旧	備考
1	改善を促進し、個性を伸長すること。 大学の教育研究活動等の状況について、社会の理解と支持が得られるよう支援すること。	①大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保證すること。 ②評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てること。 ③評価の実施プロセスを通じて、大学の教育研究活動等に関する内部質保証システムの確立・充実を図ること。 ④大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。	
	2 評価の基本的な方針 評価の目的を実現するために、機構は以下の基本的な方針に基づいて大学機関別認証評価を実施します。 （１）大学評価基準の策定 大学の教育研究活動等の質を保證するために、「大学評価基準」を策定し、その総合的な状況を評価します。大学評価基準の策定にあたっては、大学関係者のみならず、広く社会に意見を聞き、大学の教育研究活動等への理解を深められる評価基準となるようにします。	II 評価の基本的な方針 上記の評価の目的を踏まえ、機構は以下の基本的な方針に基づいて大学機関別認証評価を実施します。 （１）大学評価基準に基づく評価 大学機関別認証評価は、大学評価基準に基づき、各大学の教育研究活動等の総合的な状況について、基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を実施します。	

頁	新	旧	備考
1	(2) 教育活動を中心とした評価 すべての大学に求められている共通の社会的役割である教育活動を中心として、大学の教育研究活動等の総合的な状況の評価を行います。 (3) 個性の伸長と質の向上及び改善に資する評価 それぞれの大学が設定する目的を踏まえて、教育研究活動等における取組とその成果を評価します。質の向上を促すために、優れた成果が確認できる取組について優れた点として明示します。質の改善を具体的に促すために、改善を要する事項があれば、改善を要する点として指摘します。 また、改善を要する点に対する対応状況を継続的に確認します。 (4) 内部質保証の重視 大学が継続的に、自ら教育研究活動等の点検及び評価を行い、その結果を改善につなげることにより、教育研究活動等の質を維持し向上を図ることを「内部質保証」と位置づけて、内部質保証の体制が整備され機能していることを重点的に評価します。 評価にあたっては、大学による内部質保証活動の一環として行われた自己点検・評価の結果とそれに対する対応を記した自己評価書及び資料・データ等を分析するとともに、必要な事項の確認及び実地調査を経て、基準に基づいて判断します。	(2) 教育活動を中心とした評価 大学機関別認証評価は、全ての国・公・私立大学が利用し得るものであることや、評価の国際的動向等を勘案し、教育活動を中心とした大学の教育研究活動等の総合的な状況の評価を実施します。 (3) 各大学の個性の伸長に資する評価 大学機関別認証評価は、大学評価基準に基づいて実施しますが、その判断に当たっては、大学の個性や特色が十分に発揮できるよう、教育研究活動等に関して各大学が有する「目的」を踏まえて実施します。このため、基準の設定においても、各大学の目的を踏まえた評価が行えるよう配慮しています。ここでいう「目的」とは、大学の使命、教育研究活動等を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等をいいます。 (4) 自己評価に基づく評価 大学機関別認証評価は、教育研究活動等の個性化や質的充実に向けた大学の主体的な取組を支援・促進するためのものです。このため、透明性と公平性を確保しつつ、実効あるものとして実現していくためには、大学評価基準及び別に定める「自己評価実施要項」に基づき、大学が自ら評価を行うことが重要です。 機構による評価は、大学が行う自己評価の結果（根拠として提出された資料・データ等を含む。）を分析し、その結果を踏まえて実施します。 なお、機構では、機構の評価を希望する大学の自己評価担当者に	

頁	新	旧	備考
1		対し、機構の実施する機関別認証評価の仕組み、方法や自己評価書の作成方法等について説明を行うなど、評価に対する理解がより深まるよう十分な研修を実施します。	
2	(5) 学習成果を重視した評価 学生の身につけた知識や能力、経験の質の重要性を踏まえ、学習成果を重視し、学生をはじめ卒業生、雇用者等の各種関係者からの意見聴取などの参画を求める評価を実施します。 (6) 大学関係者等による公正な評価 大学における教育研究活動という高度に専門的な分野における評価を適切に実施するために、これらの活動について経験と識見を有する者（ピア）が中心となって評価します。また、社会の幅広い理解と支持が得られるように、社会、経済、文化等各方面の有識者等の関与を求めるとともに、大学関係者による利益相反を排除して、公正性を担保します。 ((5) と (6) を統合) (7) 国際的な質保証の動向との整合性 大学評価基準の策定及び評価の実施にあたっては、国際的な高等教育の質保証に関する標準的な視点と手法との整合性をとり、国際	(新設) (5) ピア・レビューを中心とした評価 大学の教育研究活動等を適切に評価するため、大学の教員及びそれ以外の者であって大学の教育研究活動に関し識見を有する者によるピア・レビューを中心とした評価を実施します。 (6) 透明性の高い開かれた評価 意見の申立て制度を整備するとともに、評価結果を広く社会に公表することにより、透明性の高い開かれた評価とします。また、開放的で進化する評価を目指し、これまでに蓄積した評価の経験や評価を受けた大学等の意見を踏まえつつ、常に評価システムの改善を図ります。 (7) 国際通用性のある評価 大学のグローバル化が進展しつつある現在、認証評価においてもまた、国際通用性が求められています。このことを踏まえ、大学に	

頁	新	旧	備考
2	的にも参照される評価を行います。 3 大学評価基準の構成 大学評価基準は、教育活動を中心として大学の教育研究活動等の総合的な状況を評価するために、「領域1 教育研究上の基本組織に関する基準」「領域2 内部質保証に関する基準」「領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準」「領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準」「領域5 学生の受入に関する基準」「領域6 教育課程と学習成果に関する基準」の6領域に分類される27の基準から構成されています。 内部質保証に係る基準のうち大学評価基準で定めるものについては、重点評価項目として位置づけます。 4 評価の実施体制	おける内部質保証システム、学習成果、及び教育情報の公表を重視した評価を実施します。 IV 大学評価基準の内容 (1) 大学評価基準は、教育活動を中心として大学の教育研究活動等の総合的な状況を評価するために、10の基準で構成されています。 (2) 10の基準は、学校教育法、大学設置基準等関係法令への適合性を含めて、機構が大学として満たすことが必要と考える内容が規定されており、全ての大学を対象としています。 (3) 基準の多くは、いくつかの内容に分けて規定しています。また、基準ごとに、その内容を踏まえ教育活動等の状況を分析するための「基本的な観点」を設けています。 なお、大学の目的に照らして、独自の観点を設定する必要があると考える場合には、これを設定することができます。 (4) 基準のうち内部質保証に関するものについては、「重点評価項目」として位置付けます。 III 評価の実施体制	

頁	新	旧	備考
2	(1) 評価の実施体制 評価を実施するにあたっては、国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学機関別認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、その下に、個別の大学の評価を実施するために、評価対象大学の状況に応じた評価部会を編成します。 評価部会には、対象大学の組織形態、教育研究内容等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を評価担当者として配置します。各大学の教育研究分野やその状況が多様であること等を勘案し、国・公・私立大学、学協会等関係団体に広く候補者の推薦を求めます。	(1) 評価の実施体制 評価を実施するにあたっては、国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学機関別認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、その下に、具体的な評価を実施するため、対象大学の状況に応じた評価部会を編成します。 評価部会には、各大学の教育分野やその状況が多様であること等を勘案し、国・公・私立大学、学協会及び経済団体等の関係団体から広く推薦を求め、対象大学の学部等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を評価担当者として配置します。 なお、評価委員会及び評価部会の委員は、自己の関係する大学に関する事案については、その議事の議決に加えないこととします。	
3	(2) 評価担当者に対する研修 客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高い評価を実施するために、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるように、大学機関別認証評価の目的、内容及び方法について十分な研修を実施します。 5 評価の実施方法	(2) 評価担当者に対する研修 機構が実施する評価をより実効性の高いものとするためには、客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高い評価を実施する必要があります。このため、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、大学評価の目的、内容及び方法等について十分な研修を実施します。 機構においては、このように十分な研修を受けた評価担当者が評価を実施します。 V 評価の実施方法	

頁	新	旧	備考
3	(1) 評価の基本構成 機構が実施する大学機関別認証評価は、大学による自己点検・評価と機構による評価から構成されます。 ・ 大学による自己評価 1) 大学は、内部質保証活動の一環として実施した自己点検・評価の結果について、別に定める「自己評価実施要項」に従って、根拠となる資料・データを明示しつつ自己評価書を作成します。なお、根拠となる資料・データとしては、本大綱に基づく評価以外の第三者評価等に用いた資料やその結果を利用することができます。 2) 自己評価書の作成にあたっては、基準ごとに、大学全体として、また、必要に応じて各教育課程の状況を踏まえて各学部・研究科等として教育研究活動等の状況を分析し、それぞれの基準を満たしているか否かを判断します。 3) 基準ごとに、優れた成果が確認できる取組を優れた点として、また改善を要する事項については改善を要する点として抽出します。 ・ 機構による評価 1) 大学評価基準に定められた基準ごとに、自己評価書の内容の分析及び必要な事項の確認(書面調査)並びに訪問による実地調査(訪問調査)を踏まえ、その基準を満たしているか否かの判断を行うとともに、その理由を明示します。 2) 教育課程と学習成果に関する基準については、各教育課程の状況	(1) 評価プロセスの概要 大学機関別認証評価は、おおむね以下のようなプロセスにより実施されます。 ① 大学における自己評価 各大学は、別に定める「自己評価実施要項」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成します。 自己評価は、10 の基準ごとに、その内容及び基本的な観点に従って、大学全体として、また、必要に応じて学部・研究科等ごとに教育活動等の状況を分析し、記述します。各大学には、原則として、全ての基本的な観点到に係る状況を分析、整理することが求められます。 なお、各基準に関し、基本的な観点に加えて、大学の目的に照らし、独自の観点を設定する必要があると考える場合には、これを設定した上で、その観点についての状況を分析し、記述することができます。 また、各大学の優れた点、改善を要する点等を評価し、記述します。 ② 機構における評価 (i) 10 の基準ごとに、自己評価の状況を踏まえ、大学全体としてその基準を満たしているかどうかの判断を行い、理由を明らかにします。また、必要に応じて学部・研究科等ごとに分析、整理します。 なお、基準の多くが、いくつかの内容に分けて規定されており、これらを踏まえ基本的な観点が設定されていますが、基準を満たし	

頁	新	旧	備考
3	を踏まえて各学部・研究科等としての教育研究活動等の状況について分析し、それぞれの基準を満たしているか否かを判断します。 3) 改善を要する点が認められた基準については満たしていないものと判断します。 4) すべての基準を満たしている場合、大学評価基準を満たしていると判断します。満たしていない基準があった場合、すべての基準にかかる状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況が確認できた場合には大学評価基準を満たすと判断し、確認できない場合には大学評価基準を満たさないと判断します。なお、重点評価項目として位置づける内部質保証の体制又は手順を整備していないと確認した場合には、他の基準の状況如何に関わらず大学評価基準を満たさないと判断します。	ているかどうかの判断は、その個々の内容ごとに行うのではなく、基本的な観点及び大学が独自に設定した観点の分析状況を総合した上で、基準ごとに行います。 (ii) 基準を満たしている場合であってもさらに改善の必要が認められる場合や、基準を満たしているもののうち、その取組が優れていると判断される場合には、その旨を指摘します。 (iii) 大学全体として、10 の基準全てを満たしている場合に、機関としての大学が、機構が定める大学評価基準を満たしていると認め、その旨を公表します。 また、一つでも満たしていない基準があれば、大学全体として大学評価基準を満たしていないものとして、その旨を公表します。	
4	5) 評価結果においては、大学評価基準を満たしているか否かの判断にあわせて、優れた点を明示し、改善を要する点を指摘します。重点評価項目として位置づける内部質保証が優れて機能していると判断した場合にはとくに高く評価します。 (2) 機構における評価の方法 機構においては、評価部会が、書面調査及び訪問調査を実施します。書面調査は、別に定める「評価実施手引書」に基づき、各大学が作成する自己評価書(根拠として提出された資料・データ等を含む。)、及び機構が独自に調査・収集する資料・データ等の分析を行	(新設) (2) 評価方法 評価は、評価部会が、書面調査及び訪問調査により実施します。書面調査は、別に定める「評価実施手引書」に基づき、各大学が作成する自己評価書(根拠として提出された資料・データ等を含む。)、及び機構が独自に調査・収集する資料・データ等の分析を行います。	

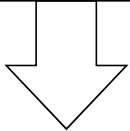
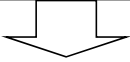
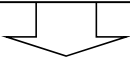
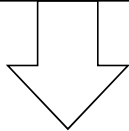
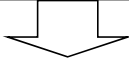
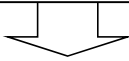
頁	新	旧	備考
4	います。訪問調査は、別に定める「訪問調査実施要項」に基づき、書面調査では確認できなかった事項及び関係者からの聞き取り等を中心に実施し、書面調査の分析を補完します。書面調査及び訪問調査を踏まえて、評価部会が大学ごとに評価結果（原案）を取りまとめます。評価結果（原案）は評価委員会において審議し、評価結果（案）として取りまとめます。 （３）意見の申立てと評価結果の確定 評価委員会では、評価結果を確定する前に、評価結果（案）を対象大学に通知し、それに対する意見の申立ての機会を設け、申立てがあった場合、評価委員会において再度審議を行います。 特に、大学評価基準を満たしていないとの判断に対する意見の申立てがあった場合には、評価委員会の下に設けた審査会において審議を行い、その審議結果を評価委員会に報告します。 評価委員会は、これらの審議結果について検討し判断するなど必要な手続きを経た上で、評価結果を確定します。 ６ 評価結果の公表 （１）評価結果は大学ごとに作成し、大学及びその設置者に通知します。また、ウェブサイトへの掲載等により、広く社会に公表しま	訪問調査は、別に定める「訪問調査実施要項」に基づき、書面調査では確認できなかった事項等を中心に調査を実施します。 これらの調査、分析結果を基に、評価部会が評価結果（原案）を作成します。評価結果（原案）は、評価委員会において審議し、評価結果（案）として取りまとめられます。 （３）意見の申立てと評価結果の確定 評価結果は、大学における教育研究活動等の改善に役立てられるとともに、広く社会に公表されるものであることから、評価プロセスにおいて透明性を確保するだけでなく、その正確性を確保する必要があります。 このため、評価結果を確定する前に、評価結果（案）を対象大学に通知し、その内容等に対する意見の申立ての機会を設け、再度審議を行います。 基準を満たしていないとの判断に対する意見の申立てがあった場合には、評価委員会の下に審査会を設け、審議を行います。 これらの意見の申立てに対する審議を経て、評価委員会において評価結果を確定します。 Ⅶ 評価結果の公表 （１）評価結果は、評価報告書により公表します。	

頁	新	旧	備考
4	す。 (2) 評価結果の公表の際には、評価の透明性を確保するため、大学から提出された自己評価書等をウェブサイトに掲載します。 7 改善状況の継続的確認 大学評価基準を満たしていると判断された大学で改善を要する点として指摘された事項等がある場合には、当該事項等に関する対応状況の報告を機構に対して行うこととします。 機構は評価委員会においてその対応状況を確認し、改善が行われていると確認できた場合には、その旨を評価結果に追記し、公表します。	(2) 評価報告書は、対象大学ごとに作成し、対象大学及びその設置者に提供します。また、印刷物の刊行及びウェブサイト (http://www.niad.ac.jp/) への掲載等により、広く社会に公表します。 (3) 評価結果の公表の際には、評価の透明性を確保するため、大学から提出された自己評価書（根拠として別添で提出された資料・データ等を除く。）をウェブサイトに掲載します。 (新設)	
5	8 追評価 大学評価基準を満たしていないと判断された大学は、評価実施年度の翌々年度までであれば、別に定める手続きに従って、追評価を受けることができます。	X 追評価 大学評価基準を満たしていないと判断された大学は、評価実施年度の翌々年度までであれば、別に定める手続きに従って、満たしていないと判断された基準に限定して追評価を受けることができます。	

頁	新	旧	備考
5	この追評価において当該基準を満たしているものと判断された場合には、先の評価結果と併せて、大学として大学評価基準を満たしているものと認め、その旨を公表します。 9 情報公開 (1) 機構は、評価基準、評価方法、評価の実施体制等に関する学校教育法施行規則第169条第1項に規定する事項を公表するとともに、その他の評価に関して保有する情報についても、可能な限りウェブサイトへの掲載等、適切な方法により提供します。 (2) 機構に対し、評価に関する法人文書の開示請求があった場合は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき開示します。	この評価において当該基準を満たしているものと判断された場合には、先の評価結果と併せて、大学全体として大学評価基準を満たしているものと認め、その旨を公表します VIII 情報公開 (1) 機構は、社会と大学の双方に開かれた組織であるとともに、大学評価については、常により良いシステムとなるよう、透明性・客観性を高めることが求められていることから、評価基準、評価方法、評価の実施体制等の学校教育法施行規則第169条第1項に規定する事項を公表するとともに、その他の評価に関して保有する情報についても、可能な限り、ウェブサイトへの掲載等、適切な方法により提供します。 (2) 機構に対し、評価に関する法人文書の開示請求があった場合は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（以下「独立行政法人等情報公開法」という。）により、個人に関する情報で特定の個人を識別できるものや、法人等に関する情報で開示すると法人等の正当な利益を害する恐れがあるもの等の不開示情報を除き、原則として開示します。 ただし、大学から提出され、機構が保有することとなった法人文書の公開に当たっては、独立行政法人等情報公開法に基づき当該大学と協議します。	

頁	新	旧	備考
5	10 評価の時期 (1) 評価は、毎年度1回実施します。 (2) 評価を求める大学は、評価実施の前年度の9月末までに、別に定める様式に従って、機構に申請することが必要です。また、機構は、大学から申請があった場合には、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該大学の評価を実施します。 (3) 機構に評価の実施を求める場合には、評価の時期は法令の規定に則ります	IX 評価の時期 (1) 評価は、毎年度1回実施します。 (2) 評価を希望する大学は、評価の実施を希望する前年度の9月末までに、別に定める様式に従って、機構に申請することが必要です。また、機構は、大学から申請があった場合には、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該大学の評価を実施します。 (3) 機構において次回の評価を受ける場合には、評価実施の翌年度から起算して、5年目以降から申請できることとします。(大学評価基準を満たしていないと判断された大学については、この限りではありません。)	

頁	新	旧	備考
6	11 評価のスケジュール 評価実施の前年度 5月～6月 ①機構による評価に関する説明会等の実施 ○機関別認証評価の仕組み、方法等を説明します。 ↓ 9月末 ②評価の申請及び受付 ○大学から評価の申請を受け付けます。 ↓ 評価実施年度 6月 ③評価担当者に対する研修の実施 ○機構の評価担当者を対象として、評価の目的、内容及び方法等について研修を実施します。 ↓ 6月末 ④自己評価書の提出 ○大学は、機構の示す自己評価実施要項に基づき自己評価書を作成し、機構に提出します。 ↓	VI 評価のスケジュール 評価実施の前年度 5月～6月 ①機構による評価に関する説明会等の実施 ○機関別認証評価の仕組み、方法等を説明します。 ↓ 9月末 ②評価の申請及び受付 ○大学から評価の申請を受け付けます。 ↓ 評価実施年度 6月 ③評価担当者に対する研修の実施 ○機構の評価担当者を対象として、評価の目的、内容及び方法等について研修を実施します。 ↓ 6月末 ④自己評価書の提出 ○大学は、機構の示す自己評価実施要項に基づき自己評価書を作成し、機構に提出します。 ↓	

頁	新	旧	備考
6	7月～1月 ⑤機構における評価の実施  1月末 ⑥評価結果（案）の通知  2月 ⑦意見の申立ての手続き  ○機構は、評価部会において、大学から提出された自己評価書等の書面調査及び訪問調査を通じて評価を実施し、評価結果（原案）を作成します。 ○評価結果（原案）は、評価委員会において審議し、評価結果（案）として取りまとめられます。 ○機構は、評価結果を確定する前に、評価結果（案）を対象大学に通知します。 ○対象大学は、機構から通知された評価結果（案）に対して意見がある場合、申し立てを行います。	7月～1月 ⑤機構における評価の実施  1月末 ⑥評価結果（案）の通知  2月 ⑦意見の申立ての手続き  ○機構は、十分な研修を受けた評価担当者により構成される評価部会において、大学から提出された自己評価書等の書面調査及び訪問調査を通じて評価を実施し、評価結果（原案）を作成します。 ○評価結果（原案）は、評価委員会において審議し、評価結果（案）として取りまとめられます。 ○機構は、評価結果を確定する前に、評価結果（案）を対象大学に通知します。 ○対象大学は、機構から通知された評価結果（案）に対して意見がある場合、申し立てを行います。	

頁	新	旧	備考
6	3月 ⑧評価結果の確定及び公表 ↓ ○機構は、意見の申立てに対する審議を経て、評価委員会において評価結果を確定します。 ○確定した評価結果は、評価報告書としてまとめた上、対象大学及びその設置者へ提供するとともに、広く社会に公表します。 評価実施年度の翌年度以降 ⑨改善状況の報告 ↓ ○対象大学は、改善を要する点として指摘された事項等がある場合には、当該事項等に関する対応状況の報告を機構	3月 ⑧評価結果の確定及び公表 ↓ ○機構は、意見の申立てに対する審議を経て、評価委員会において評価結果を確定します。 ○確定した評価結果は、評価報告書としてまとめた上、対象大学及びその設置者へ提供するとともに、広く社会に公表します。 (新設)	
7	12 評価費用 評価手数料、追評価に係る評価手数料、評価手数料の納付手続き、その他評価手数料に係る事項については、それぞれ別に定めるところによります。	IX 評価費用 評価手数料、追評価に係る評価手数料、評価手数料の納付手続き、その他評価手数料に係る事項については、それぞれ別に定めるところによります。	

頁	新	旧	備考
7	13 大学評価基準等の変更 機構は、評価を受けた大学や、評価を行った評価担当者、その他関係者の意見を踏まえ、適宜基準等の改善を図り、開放的かつ柔軟で進化する評価システムの構築に努めます。 大学評価基準や評価方法その他評価に必要な事項等を変更する場合には、事前に関係者に対し意見照会を行うなど、その過程の公正性及び透明性を確保しつつ、評価委員会において審議し、決定します。	XII 大学評価基準等の変更手続き 機構は、評価を受けた大学や、評価を行った評価担当者、その他関係者の意見を踏まえ、適宜基準等の改善を図り、開放的で進化する評価システムの構築に努めます。 大学評価基準や評価方法その他評価に必要な事項を変更する場合には、事前に関係者に対し、意見照会を行うなど、その過程の公正性及び透明性を確保しつつ、評価委員会において審議し、決定します。	